

西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の 予防及び調整に関する条例施行規則

(平成12年3月31日)

(西宮市規則第114号)

沿革

平成24年7月6日 規則24号 [1]

平成25年11月29日 規則19号 [2]

令和3年3月30日 規則67号 [3]

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成11年西宮市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定める。
(産業廃棄物処理施設等)

第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定めるその他の産業廃棄物を処理する施設は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の処理施設で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条各号に該当しないもの
- (2) 産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者が設置する産業廃棄物の積替施設（産業廃棄物の保管を伴うものに限る。）及び産業廃棄物を排出する事業者が設置する産業廃棄物が運搬されるまでの間保管する施設

(軽微な変更等)

第3条 条例第2条第3項に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない変更
- (2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更
(事業計画書等)

第4条 条例第6条第1項に規定する事業計画書の様式は、[様式第1号](#)のとおりとする。

2 条例第6条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施するにつき必要な他の法令の許可等の種類
- (2) 環境影響調査に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(周知計画書)

第5条 条例第7条に規定する周知計画書の様式は、[様式第2号](#)のとおりとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 広告及び縦覧に関する事項
- (2) 説明会以外の周知の方法に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(広告)

第6条 条例第8条（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による広告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 事業計画書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(3) 説明会を開催する場合にあっては、その場所及び日時

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に規定する広告は、関係住民への印刷物の配布、関係住民が居住する地域（以下「関係地域」という。）の公共の場所の掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行わなければならない。

（縦覧場所等）

第7条 条例第8条に規定する縦覧（以下「縦覧」という。）は、関係地域において行わなければならない。ただし、関係地域内に適当な縦覧場所がない場合にあっては、関係地域の周辺の地域（以下「周辺地域」という。）において縦覧を行うことができる。

2 縦覧場所には、縦覧簿を備え付けなければならない。

3 縦覧に供された事業計画書を縦覧する者は、前項に規定する縦覧簿に氏名、住所その他必要な事項を記載しなければならない。

（縦覧の時間等）

第8条 縦覧する時間は、月曜日から金曜日までにあつては9時30分から16時30分まで、土曜日にあつては9時30分から12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する日は縦覧しないものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日までの日

（説明会の開催方法等）

第9条 説明会は、関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がない場合にあっては、周辺地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会において、関係住民に対し、事業計画の内容を平易に記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、条例第10条の規定により事業計画について意見を記載した書面（次条において「意見書」という。[様式第3号](#)）を提出できることを説明しなければならない。

（意見書）

第10条 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地からの意見

（実施状況の報告書）

第11条 条例第11条に規定する報告書の様式は、[様式第4号](#)のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 説明会の開催日時

(2) 説明会の開催場所

(3) 説明会の対象地域

(4) 説明会に参加した者の氏名及び住所

(5) 説明会の経過及び概要

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 説明会で配布した書類及び図面

(2) 条例第10条に規定する意見に対する見解を記載した書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(事業計画又は周知計画の変更の届出等)

第12条 条例第13条第1項の規定による届出を行おうとする者は、事業計画の変更にあつては事業計画変更届(様式第5号)、周知計画の変更にあつては周知計画変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更等)

第13条 条例第13条第2項に規定する事業計画の変更に係る規則で定める変更は、次のとおりとする。

(1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない変更
(2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更

2 条例第13条第2項に規定する周知計画の変更に係る規則で定める変更は、次のとおりとする。

(1) 説明会に配布する書類又は図面の変更

(2) 周知が更に図られると認められる変更

(廃止届)

第14条 条例第14条第1項の規定による届出を行おうとする者は、事業計画廃止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(あっせん)

第15条 条例第15条第1項に規定する紛争の調整の申し出を行おうとする者は、紛争調整申出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第15条第1項の規定により、あっせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

3 市長は、あっせんを行うに当たり、当事者に出席を求めることができる。

(公表)

第16条 条例第18条第2項に規定する規則で定める方法は、告示その他市長が適当と認める方法とする。

2 条例第18条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 事業計画の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(専門家の意見聴取)

第17条 条例第19条に規定するこの条例の施行に必要があるときは、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第15条の規定によりあっせんを行うとき。

(2) 条例第16条の規定によりあっせんを打ち切るとき。

(3) 条例第18条第1項の規定により勧告し、又は公表するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

2 条例第19条に規定する専門的知識は、廃棄物の処理及び大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、法律その他市長が必要と認める分野の知識とする。

3 条例第19条の規定による専門的知識を有する者の意見の聴取の方法その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(国等に関する特例)

第18条 条例第20条に規定する規則で定める法人は、次のとおりとする。

- (1) 広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づき設置された広域臨海環境整備センター
 - (2) 日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）に基づき設置された日本下水道事業団
 - (3) 公益財団法人ひょうご環境創造協会
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める法人
- [1] [2]

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成24年7月6日西宮市規則第24号〔1〕）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年11月29日西宮市規則第19号〔2〕）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月30日西宮市規則第67号〔3〕）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。